株式会社秋村組　行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１　計画期間：令和８年１２月１日から 令和１０年１１月３０日までの２年間

２　内　　容：

目標　計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率を３０％以上とすること

女性社員・・・取得率を８０％以上とすること

＜対策＞

令和８年１２月～　　男性も育児取得等を取得できることを周知するため、管理職を対象とした制度の周知を実施し、男女とも対象社員を把握した場合は、個別に制度の周知を実施する。